

仮訳

1979 年食品法に基づき制定する

保健省告示

(第 450 号) 2024 年

件名 包装食品のラベル表示について

包装食品のラベル表示に関する保健省告示を見直すことが適切であるため、1979 年食品法の第 5 条の第一段落、第 6 条の(10)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

第 1 条 取り消し

(1) 2014 年 5 月 8 日付の保健省告示 (第 367 号) 2014 年、件名「包装食品のラベル表示について」

(2) 2017 年 2 月 27 日付の保健省告示 (第 383 号) 2017 年、件名「包装食品のラベル表示について (第 2 版)」

(3) 1979 年食品法に基づき制定された 2019 年 4 月 25 日付の保健省告示 (401 号) 2019 年、件名「包装食品のラベル表示について (第 3 版)」

(4) 1979 年食品法に基づき制定された 2019 年 8 月 14 日付の保健省告示 (第 410 号) 2019 年、件名「包装食品のラベル表示について (第 4 版)」

第 2 条 本告示における用語の意味は以下の通りとする。

「包装食品」とは、販売する目的で包装された食品を意味する。

「消費期限」とは、ラベルに表示された保管条件の下で食品の品質を維持できる期日のことを指し、同日以降はその食品を販売することができない。

「賞味期限」とは、ラベルに表示された保管条件の下でその食品の良い品質状態を維持できる期間の終了を表す日を指し、表示日以降、食品の品質は変化する恐れがあり、同日以降はその食品を販売することができない。

「個装」とは、既存の食品容器に詰められた食品を小さな食品容器に詰め替えることを指し、調理、混合、調味することは含まない。

「アレルギーを引き起こす物質」とは、一般的に人が摂取しても危険なことはないが、その物質にアレルギーのある人が摂取すると異常反応を起こし危険な状態になる恐れのある物質を指す。また、これには過敏症を引き起こす物質も含む。

「色」とは、食品添加物に関する保健省告示に基づく色を指す。

第3条 包装食品はラベル表示をしなければならない。但し、以下の食品は除く。

(1) 製造業者が消費者に直接販売する食品で、製造する食品の情報を消費者に提供できるもの。例えば、行商や移動式屋台、電子商取引システム等を通じて販売される食品など。

(2) いかなる加工もされていない生鮮食品。

(3) サイズを小さくするために、皮むき、解体、カット、その他方法で加工された消費者に販売されない生鮮食品。冷蔵かどうかは問わず、中身の状態が見える状態で包装されていること。

(4) 食堂、レストラン、ホテル、学校、教育機関、病院、その他同様の各種機関内でのサービス向けに製造および販売する包装食品。購入する人への食品配送サービスを含む。

(1) (2) (3) および (4) に基づく食品で食品登録番号を登録された場合は、当告示に従わなければならない。

第4条 ラベル表示の言語を問わず、記述内容、図、写真、人工標識、記号、マーク、商標または登録商標の表示を有する場合は、以下の通りでなければならない。

(1) 不適切に信じ込ませるような、虚偽的、詐欺的なものでないこと、または重要な本質において誤解を生じさせるものでないこと。

(2) 食品名、食品成分、食品割合、食品重量、食品の効能について、信じ込ませるような虚偽的、詐欺的な表示をしてはならない。

(3) 記述内容、名前、図、写真、人工標識、記号、商標に基づく物質が、実際は含まれていない、または効能を発揮するほどの量が含まれていないのに、その食品に含まれていると誤解させてしまうものでないこと。

(4) 誇張的、または虚偽的、事実以上の、詐欺的な内容で、不適切に信じ込ませるような、利点、品質、効能を伝える言葉や記述と同義のものであってはならない。

(5) タイの美しい文化や道徳に反したり、タイ語の価値を破壊したりするような表示をしてはならない。

(6) 社会、文化、道徳、慣習、性に関する行為、言語、暴力に対して、直接的または間接的に、矛盾、対立、マイナスの結果を生み出したり、奨励したりするものであってはならない。

第5条 販売目的で製造または輸入された包装食品のラベル表示は、タイ語で表示しなければならない。外国語との併記でも良い。少なくとも以下の項目を表示しなければならないが、食品医薬品局から記載の必要がないと指定があった項目は除く。

(1) 食品名

(2) 食品登録番号

(3) 製造業者または包装業者、輸入業者の名前および住所は、以下の通り表示する。

(3.1) 国内で製造された食品については、製造業者または包装業者の名前および住所を表示する。場合に応じて、製造業者または包装業者の本社名及び住所を表示しても良い。

(3.2) 外国から輸入された食品の場合、輸入業者の名前と住所、製造業者の名前と国名を併せて表示する。

(3.1) および (3.2) の内容について、場合に応じて、消費者が製造業者または包装業者、本社を明確に理解できるような記述を表示すること。

(4) メトリック法による食品重量表示

(4.1) 食品が固体の場合、正味の重量を表示すること。正味重量を表示できない場合は、個数を表示する。

(4.2) 食品が液体の場合、正味の容量を表示すること。

(4.3) 食品が半固体半液体、またはその他形状の場合、正味の重量または正味の容量で表示すること。保健省告示に基づき食品固形量が定められている食品の場合は、食品固形量を表示すること。

(5) 全体重量に対する主要成分のパーセンテージを、割合の高いものから順に表示すること。但し、以下の場合を除く。

(5.1) ラベルを表示するパッケージの総面積が 35 平方センチメートル以下の食品。但しこの食品の場合、外装箱に主要成分を表示しなければならない。または

(5.2) 食品添加物や香味料を除く、単一成分から成る食品。または

(5.3) 乾燥食品、粉末食品、薄めたり溶かしたりして消費する濃縮食品については、全体重量に対する主要成分をおおよそのパーセンテージで表示するか、ラベル表示に基づき薄める、または溶かした状態での全体重量に対するおおよそのパーセンテージで表示するか、どちらか一方、または両方を表示しなければならない。

(6) 食品成分として使用されている場合「食品アレルギーをもつ方々に対する情報：…を含む」、または製造工程において混入がある場合「食品アレルギーをもつ方々に対する情報：……を含む可能性がある」という項目を、場合に応じて表示しなければならない。(アレルギーを引き起こす物質や過敏症を引き起こす物質を含む食品の分類または種類を空白箇所に明記する)

「食品アレルギーを持つ方々に対する情報」の項目は、はっきりと見える読みやすい位置で、同様の意味のその他情報を使用して表示してもよい。

「食品アレルギーを持つ方々に対する情報」の項目は、はっきりと見える読みやすい位置で、枠内に「……を含む」または「……を含む可能性がある」と表示しなければならない。

第一段落のアレルギーを引き起こす物質や過敏症を引き起こす物質を含む食品の分類や種類は、以下の通りである。

(6.1) グルテン含有穀物、すなわち小麦、ライ麦、大麦、カラス麦、スペルト麦、また

はそれらの交配種、およびそれらグルテン含有穀物から製造された製品。但し、以下のものを除く。

(a) 小麦由来のグルコースシロップやデキストロース

(b) 小麦由来のマルトデキストリン

(c) 大麦由来のグルコースシロップ

(d) 穀物を蒸留して作られたアルコール

(6.2) カニ、エビ、シャコ、ロブスターなどの甲殻類、および甲殻類から製造された製品

(6.3) 卵、および卵から製造された製品

(6.4) 魚、および魚から製造された製品。但し、ビタミンとカロチノイドの運搬体として使用される魚由来ゼラチンを除く。

(6.5) 落花生、および落花生から製造された製品。

(6.6) 大豆、および大豆から製造された製品。但し、以下のものを除く。

(a) 精製工程を経た大豆油脂

(b) 大豆由来の混合トコフェロール、d- α -トコフェロール、dl- α -トコフェロール、d- α -トコフェロール酢酸エステル、dl- α -トコフェロール酢酸エステル、d- α -トコフェロール酸コハク酸塩

(c) 大豆油由来の植物ステロールおよび植物ステロールエステル

(d) 大豆植物油のステロールで製造された植物スタノールエステル

(6.7) 乳、乳から製造された製品。ラクトースを含むが、ラクチトールは除く。

(6.8) ナッツ類、およびナッツ類から製造された製品。アーモンド、くるみ、ピーカンナッツなど。

(6.9) 10mg/kg 以上の量の亜硫酸塩

(6.10) 貝類、軟体生物、および貝類、軟体生物から製造された製品

(6) の項目は、アレルギーを引き起こす物質や過敏症を引き起こす物質を主成分として、アレルギーを引き起こす物質や過敏症を引き起こす物質の名称が明確に食品名に表示されている食品には適用されない。例えば、生鮮牛乳、炒った落花生など。

(7) 食品添加物の使用がある場合や、食品製造に使用される原材料に食品添加物が含まれる場合、食品添加物の使用目的に基づきその効果が得られる量で食品成分として食品添加物が含まれる場合、食品添加物の機能群名と食品添加物情報を表示する。保存料、食品調味料、砂糖代替甘味料、着色料については、場合に応じて、以下の情報を表示する。

(7.1)「着色料」については、食品添加物機能群名称に続き、特定名称または International Numbering System: INS for Food Additives に基づく番号を表示する。場合に応じて、天然着色料または合成着色料の種類を表示する。

(7.2)「保存料」については、食品添加物機能群名称に続き、特定名称または International Numbering System: INS for Food Additives に基づく番号を表示する。

(7.3) 食品調味料および砂糖代替甘味料については、食品添加物機能群名称に続き、特

定名称を表示する。

保存料、食品調味料、砂糖代替甘味料、および着色料ではない食品添加物の場合、食品添加物機能群名称や International Numbering System: INS for Food Additives に基づく番号の併記に代わって、「食品添加物」と情報を表示してもよい。

(8) 使用があれば、場合に応じて「天然香料」「天然を模倣する香料」「合成香料」「天然調味料」「天然を模倣する調味料」という言葉で表示する。

(9) 保存期間が 90 日以内の食品については年月日、90 日を超える保存期間を有する食品については、年月日または年月を表示し、「消費期限」や「賞味期限」という記述と併記すること。

消費期限や賞味期限、製造日と年月日または年月を併記できない場合、ラベルのいずれかの部分に、消費期限、賞味期限、製造の年月日または年月を見るよう明確に伝える表示をしなければならない。

年月日または年月の表示は、日-月-年、または月-年の順番で表示しなければならない。「月」に関しては数字で表示しても文字で表示してもよい。その順番で表示しない場合は、前述の項目を表示する方法として、消費者が明確に理解できるように伝える記述か文字で記さなければならない。

各種食品に関する保健省告示に基づき、「製造日」や「賞味期限」「消費期限」の項目表示規定がある場合、その食品に関する保健省告示に従う。

前述の項目については、同様の意味の英語併記をしても構わない。

賞味期限や消費期限の年月日または年月の表示について、年月日または年月を表す数字は、少なくとも販売年月日や年月と同等の期間か、それ以降でなければならない。

(10) 警告文（あれば）

保健省告示に基づく警告文や同様の記述が一つ以上の号に規定されている場合、それら警告をまとめて表示することができる。その際、規定に従って、完全に内容を表示すること。

(11) 保管に関する推奨（あれば）

(12) 調理法（あれば）

(13) 本告示の末尾に添付するリストに定められた追加項目

(14) 各種食品に関する保健省告示が規定するその他項目。例えば、使用方法、および乳幼児または特定グループの人々への使用を目的とした食品に必要な項目など。

消費者、包装業者、調理業者、または食品販売者にではなく製造業者に、原材料として販売される食品のラベル表示については、少なくとも、第 5 条（1）（2）（3）（4）および（9）に基づく詳細を表示しなければならない。これらは英語表記でも構わないが、その場合、販売の度に添付するマニュアルまたは販売書類のいずれかに、明確かつ読みやすい形で、第 5 条に基づき完全な詳細をタイ語で表示しなければならない。さらにラベルには「食品加

工の原材料としてのみ使用する」、またはこれと同様の内容を表示しなければならない。但し、食品製造業者や食品輸入業者が自社の食品製造に使用する場合や、食品加工業者に販売する場合を除く。前述の第5条（5）に基づく情報提供合意があるとき、第5条（5）に基づく重量のパーセンテージをラベルやマニュアル、販売書類に表示しなくてもよい。

第6条 保健省告示により特定の表示を規定された容器入り食品については、その告示だけでなく、本告示にも準拠しなければならない。

第7条 輸出向けに製造された食品のラベルは、いかなる言語を用いて表示してもよいが、少なくとも以下のことを明記しなければならない。

（1）製造国

（2）食品登録番号、食品製造場所登録番号、または製造場所名称と住所のいずれかを表示する。

第8条 以下の食品ラベルについては、使用前に、食品医薬品事務局へ提出し、審査を受け、認可を得なければならない。

（1）特定管理食品

（2）その他大臣が指定する食品

第9条 食品登録番号の表示については、食品医薬品事務局の規則における規定に準拠する。

第10条 貼付や添付、表示された食品ラベルは永久的なものであり、容易に剥がれたり、破れたりしないものでなければならない。食品容器および/または食品容器の外装箱のよく見える位置に表示する。ラベルサイズは、容器や外装箱の面積に比例する。

第11条 食品ラベルは、食品と記述内容、図、写真、人工標識、記号、または商標との間で、間接的か直接的かを問わず、その他製品を推奨していると誤解を生じさせるようなものであってはならない。

第12条 食品内の栄養やその他成分について記されるラベル表示については、以下の通りでなければならない。

（1）保健省告示が使用、製造、輸入を禁じている食品であってはならない。

（2）食品添加物に関する保健省告示で使用条件がない食品添加物の記述があってはならない。

（3）通常は食品に含まれない物質や、食品製造工程で発生しない物質の記述があってはならない。

（4）保健省告示に基づき食品への使用が禁止されている物質であってはならない。

(5) 製品に関して誤解を生じさせるようなものであってはならない。

第一段落の内容は、個別の保健省告示により規定されている栄養素や成分の表示、または説明の形の情報提供が必要とされている栄養素や成分の表示、または事実に基づく、消費者を騙すものではない、虚偽ではないことを完全に証明できる食品成分を参照した製品の違いの強調である栄養素や成分の表示のいずれかの場合に適用しない。

第13条 商標を表示するラベルは、銘柄や商標に伴って「銘柄」や「商標」「登録商標」という語も、明確かつ読みやすい形で記す。これらは、場合に応じて、同様の意味の英語表記でも英語シンボルでも構わない。

第14条 第5条(1)に基づく食品名の表示は、第4条に従って、以下のいずれかの名称を使用する。

(1) 食品の固有名称、一般名称、または呼称

(2) 食品の分類、または種類を示す名称

(3) 商品名。商品名を使用する場合は、食品名に伴って食品の分類または種類を示す記述を表示しなければならない。その場合、商品名と同一の行に表示してもよい。商品名には異なる文字サイズを用いても良いが、明確に読むことができないといけない。

その食品の特徴や原産地などについて消費者が誤解する可能性のある食品名を使用する場合、包装や製造工程で使用した物質、食品の形状、動植物の一部、食品の原産地のいずれかを、食品名と併記して表示しなければならない。

第15条 ラベルの記述は、明確かつ読みやすく、文字サイズはラベル面積に比例して、以下の通り表示しなければならない。

(1) 第5条(1)に基づく食品名は、文字の高さ2ミリメートル以上、明確かつ読みやすい文字で、ラベル面積に比例した大きさで、はっきりと見える位置に、第4条の規定に従って、表示しなければならない。但し、ラベル表示可能面積が35平方センチメートル以下の場合は、高さ1ミリメートル以上の文字で食品名を表示する。

(2) 第5条(2)に基づく食品登録番号は、食品医薬品事務局の規則に規定に準拠した文字の高さサイズで表示しなければならない。

(3) 第5条(4)(5)(6)および(9)に基づく記述は、以下の通り場合に応じて、文字の高さサイズで表示しなければならない。

(3.1) ラベル面積が100平方センチメートル未満の場合、高さ1ミリメートル以上の文字で表示する。但し、食品ラベル総面積が35平方センチメートル以下の場合は、成分表示は食品の外装箱に表示してもよい。

(3.2) ラベル面積が100平方センチメートル以上の場合、1.5ミリメートル以上の文字で表示する。

(4) 個別の保健省告示により規定のある食品の場合、栄養素、WHOと比較した栄養成分表、調理方法、栄養ラベル、GDA式ラベル、栄養学的引用、販売促進における価値の使用、

販売促進における消費者グループの特定に関する記述については、高さ 1 ミリメートル以上の文字で表示しなければならない。

(5) 第 5 条 (1) (4) および (9) に基づく記述は、はっきりと見える位置に表示しなければならない。

第 16 条 ラベルの背景色、およびラベル上の記述の色については、記述内容が明確に読めるように対照的な色を使用しなければならない。但し、以下の記述に関しては、場合に応じて、文字サイズ、色、表示位置、および書体の規定に従う。

(1) 食品登録番号は、食品医薬品事務局の規則に規定に準拠しなければならない。

(2) 第 5 条 (13) および (14) に基づく記述表示

第 17 条 包装食品のラベルで本告示に準拠していないものについては、保健省告示（第 367 号）2014 年、件名「包装食品のラベル表示について」に準拠していれば、本告示の施行日から 2 年以内は販売を可能とする。

第 18 条 本告示を官報告示日翌日より施行する。

2024 年 6 月 19 日告示
ソムサック・テープスティン
保健省大臣

1979 年食品法に基づき制定する
保健省告示（第 450 号）2024 年
件名 包装食品のラベル表示について
の末尾に添付するリスト

.....

第 5 条（14）に基づく追加表示規定項目

食 品	警告文またはその他記述
1. 包装食品の品質や基準を満たすために使用される物質が別々になっている食品であるが、食品容器内にまとめられ、消費者に直接販売される食品。	背景色白色、文字サイズ 3 ミリメートル以上の赤色文字で「.....を含みます」と表示する。（容器の性質、および食品の品質や基準を満たすために使用される物質の種類を空白箇所に明記する。例えば、抗菌物質、酸素吸収性包装袋など。）
2. アロエベラを含む食品	「お子様は摂取しないでください。」「医療用食品ではありません」および「異常が出た場合は、摂取を中止してください」 ラベル背景色と対照的な色の四角い枠内に、文字サイズ 2 ミリメートル以上の赤色文字で、はっきりと見えるように表示する。
3. イチョウ葉の成分、またはイチョウ葉の抽出物を含む食品 *	「血液凝固が遅くなる可能性があります」および「お子様および妊婦の方は摂取しないでください。」
4. 砂糖代替甘味料や砂糖代替甘味物質としてアスパルテームを使用する食品	「フェニルケトン尿症の方、本製品にはフェニルアラニンが含まれています」
5. チアシード(Chia Seed)、およびチアシード(Chia Seed)を含む食品 *	チアシードまたはチアシード粉末 100%の場合、「1 日当たりの摂取上限量は 15 グラムです。コップ 1 ～ 2 杯の水と一緒に摂取してください」と表示する。その他食品の成分として含まれる場合は、「チアシードの成分を含みます」と表示する。

食 品	警告文またはその他記述
6. フィトステロール、フィトスタノール、またはフィトステロールもしくはスタノールのエステルを成分として含む補助食品 *	1. 「フィトスタノール/ステロールを.....（消費 1 単位量）につき.....グラムを添加」という記述を、タイ語食品名から近い位置に表示しなければならない。 2. ラベル上に次の警告の記述を表示しなければならない。枠内に赤色文字で、はっきりと見えるように表示する。 「プラントスタノール/ステロールを 1 日に 2 グラムを超えて摂取しないでください。」 「体内のカロテノイドレベルを正常に保つのを助けるため、野菜と果物を摂取してください。」 「継続的に摂取すると、ビタミン E レベルが低下することがあります。」 「疾病に罹患している方は摂取する前に医師に相談してください。」 「お子様、妊婦、授乳中の方は摂取しないでください。」
7. 菊芋および菊芋の成分を含む食品 *	「大量に摂取すると膨満感や鼓腸になることがあります」
8. ギムネマイノドラム乾燥葉 <i>Gymnema inodorum</i> (Lour.) Decne. *およびギムネマイノドラム乾燥葉を成分として含む食品	「(1) お子様、妊婦、低血糖症の方は摂取しないでください。 (2) 糖尿病の方は摂取する前に医師に相談してください。 (3) 一か月を超える継続摂取はしないでください。」

備考 * 食品に使用される成分の品質および基準、条件、分量は、新規食品 (Novel Food) に関する保健省告示、および保健省の関連告示に準拠している必要がある。

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェットロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2024 年 7 月 31 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=654869394207416320&name=P450.pdf>

(英訳)

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=657392349080592384&name=P450_EN.pdf